

令和3年2月5日

区立小・中学校、保田しおさい学校、幼稚園 保護者様

葛飾区教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（令和3年2月5日）

日頃より、本区の教育行政にご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。

学校・園の新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、区のガイドラインに基づきながら、徹底した感染症対策と子供たちの健やかな学びの保障との両立に取り組んでいるところです。この間、保護者の皆様には、毎日の検温を始め、日々の健康観察にご協力いただいております。

先般、国は対象都府県に緊急事態宣言の延長を発表し、東京都においても引き続き緊急事態措置を延長することとなりました。

区としましても、下記のとおり、学校・園における感染症対策を徹底しながら学校運営を継続することとします。通知の趣旨をご理解いただき、今後ともご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

2 学校教育活動

(1) 基本的な感染症予防策を徹底する

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 登校時の健康チェック（登校前に検温等で再確認）
- 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を1m以上確保）
- 30分に1回以上換気
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）

(2) 学習活動

○以下のような飛沫感染の可能性が高い学習活動は、可能な限り感染症対策を徹底する。なお、緊急事態宣言が解除される日まで、感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

(例)

- ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭科における調理実習
- ・体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

(3) 部活動

○緊急事態宣言が解除される日まで、全ての部活動は中止する。大会・コンクールへの参加、対外試合・合同練習等の実施についても中止する。

(4) 学校行事

○緊急事態宣言が解除される日まで、児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事、校外での活動は中止する。

○保護者の参観等については、卒業式を除き、令和3年3月末まで行わないこととする。

(5) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

○児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

○休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(6) その他

○児童・生徒の健康維持のために適度な運動をする場合には、可能な限り感染症対策を徹底し、短時間で行う。運動をする場合には、基本的な運動や体力トレーニングに取り組み、身体接触を伴う活動や飛沫感染の恐れのある活動は行わない。

○放課後、全ての活動終了後、速やかに帰宅する。

3 教職員等の健康管理の徹底

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

(2) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

(3) 家庭における感染症予防策の徹底

(4) 勤務時間外における感染症予防策の徹底

○20時以降の不要不急の外出は避ける。

○不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛する。

4 家庭における感染症対策のお願い（家庭に持ち込まない行動のお願い）

○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）

○毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等は無理せず休養）

○十分な換気

○手が触れる場所などの消毒

○タオルなどを共用しない。

○20時以降の不要不急の外出は避ける。

○不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛する。

○買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。

○体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。

○同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

5 その他

本通知は、学校ホームページ及び区のホームページにも掲載する。